外国事情

農業分野におけるEUの競争政策とその動向

客員研究員　明田　作

〔要　　旨〕

EUにおいては、市場志向的政策のもと、生産者組織を通じた農業生産者のサプライ・チェーンにおける地位・交渉力の強化が重要な政策の一つとなっており、そのため競争法の適用免除に関する制度的枠組みの整備とその拡充が図られてきている。

農業分野に対するEU競争法のルールの適用については、農業の特性に配慮し、EU機能条約（TFEU）第42条の規定に基づきEU議会と理事会が共同で定めるところによることとされ、共通農業政策（CAP）の一環として共通市場機構規則（いわゆるCMO規則）の定めによって、通常であれば競争法違反に問われる農業者の一定の協調行為等について、競争法一般のルールの適用を免除している。

2017年には、EU競争法の適用免除の措置の整備・拡充等を図るためのCMO規則の改正が行われ、さらに19年春には、EU競争法の分野に初めて、農業および食品サプライ・チェーンにおける不公正な取引慣行〔優越的地位の濫用〕を禁止する指令がだされた。

目　次

はじめに
1　EU競争法の法的枠組み
2　農業分野へのEU競争法の適用
（1）　概要
（2）　適用の免除と除外
3　CMO規則に定める競争法の適用免除の内容
（1）　通則的な適用免除
――農業生産者および農業生産者の団体等の協定等（CMO規則209条関係）――
（2）　認定生産者組織（POs）/生産者組織の団体（APOs）の行為の適用免除
（3）　インターブランチ・オーガニゼーションの機能と要件
（4）　バリュー・シェアリング
（5）　POs等のルールの拡張
（6）　危機的市場のもとでの適用免除
（7）　不公正な取引方法の禁止
4　契約関係と団体交渉
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

EUの共通農業政策（以下「CAP」という）は、市場志向的になってきており、その結果、EUの農業はグローバル市場に統合されつつある。ミルクと砂糖のクォータ制度の廃止は、このプロセスの最終的なステップに位置づけられよう。この開かれた市場は、農業者にとって機会であると同時に多くの課題が残されている。過去、価格支持政策に支えられてきた農業生産者は、組織化されたとしても相互に分断されたまま、価格変動等といった市場リスクがしわ寄せされるといった危険にさらされている。これに対処するためのCAPの重要な施策の一つとして、サプライ・チェーンにおける農業生産者の地位の強化のための生産者の組織化に向けた制度的枠組みの整備が重要視されてきている。

現在（2014～20年）実施中のCAPの枠組みを設定した13年の改革では、市場施策の一つとして、それまでのいくつかの共通市場機構規則を置き換える形で新たな共通市場機構規則（REGULATION（EU）No 1308/2013、いわゆるCMO Regulation、以下「CMO規則」という）を制定し、農業者が競争法の適用を免れて協調行為を行える制度的枠組みを拡充した。すなわち、団体交渉（collective bargaining）に関する条項をいくつかの農業分野に拡大するとともに、加盟国のオプションとしてではあるがすべての分野にわたって農産物の出荷契約（delivery contracts）の書面による契約化を促す制度的枠組みを整備し、また危機的市場のもとでのセーフガード条項を設けるなどの改正がなされた。

しかしながら、EU委員会、閣僚理事会（以下「理事会」という場合、断りがないかぎり閣僚理事会をいう）およびEU議会は、ともに更なる改善の必要性を認識し、16年には農産物市場タスクフォース（Agricultural Markets Task Force, AMTF）を立ち上げた。AMTFは、同年11月には最終レポートをまとめ、現行措置の拡充とあわせ現行措置を活用しやすいものにするための勧告を行った。その後、EU委員会ではこのレポートを踏まえて、砂糖分野に適用されているいわゆるバリュー・シェアリング条項の拡大を含めたサプライ・チェーンの改善のための協議を開始した。18年の早い時期には制度改正を行う計画であったが、それを待たず理事会と議会は予算協議の一環として17年10月には農業分野の競争法の適用除外の拡充措置に関する合意をするに至った。

さらにまた、19年４月にはEU競争法の分野に初めて、農業および食品サプライ・チェーンにおける不公正な取引慣行〔優越的地位の濫用〕を禁止する制度的枠組みが用意されることとなった。

1　EU競争法の法的枠組み

わが国の独占禁止法のような独立した競争法が実定法として存在しているわけではなく、実定法としては、一次法（Primary

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

Legislation）である条約（現行の基本条約は、09年12月に発効したリスボン条約により改正されたEU条約とEU機能条約〔これらの附属議定書および附属文書も含む〕）、それに基本条約を根拠に制定される二次法（Secondary Legislation）としての規則（Regulation→加盟国の国内法に優先）、指令（Directive→加盟国の政府に対してのみ直接的な法的拘束力を及ぼすもの）、決定（Decision→対象となる加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力を及ぼすもの）があり、３つ目に判例（Case-Law）をあげることができる。

これらのうち実体的規定の中心は、次の４つである。

①EU機能条約（Treaty on the Functioning of European Union、以下「TFEU」という）第101条・・・・・・・・・・競争制限的協定・協調的行為の禁止

②TFEU第102条・・・・・市場支配的地位の濫用行為の禁止

③TFEU第107条・・・・・競争をわい曲する加盟国による補助の禁止

④企業結合を規制する理事会規則（Council Regulation（EC）No 139/2004）

なお、規則（Regulation）には、理事会が制定するものとEU委員会が制定するものがある。理事会が制定した規則には、上記④のほか、「TFEU第101条および第102条の適用に関する規則[注1]」、特定の事業分野や一定の範囲の共同行為についてTFEU第101条第３項の規定に基づき同条第１項の適用を免除するルール（いわゆる一括適用免除規則〔Block Exemption Regulation〕）の制定をEU委員会に授権する規則等がある。

ただし、農業分野に関しては、CAPがあり、当該分野に対する競争法のルールの適用に関しては、後述するように、TFEU第101条以下の規定が直ちに適用されるわけではなく、TFEU第42条の規定に基づきEU議会と理事会が共同で定めるところによることとされている。

EU委員会が定める規則は、理事会規則による授権に基づき定めたもので、上記の一括適用免除規則（複数存在）、それに国家補助についてのTFEU第107条の規定の適用に関し域内市場[注2]に適合すると認められる一定の国家補助の類型を定め、委員会への事前届出義務を免除した規則[注3]が重要なものである。

（注１） Council Regulation 1/2003/EC of 16 December 2002 on the implementation of the rules on competition laid down in Articles 81 and 82 of the Treaty（[2003] OJ L 1/1）.

（注２） 域内市場（internal market）は、共通市場（common market）ともいうが、共通市場は輸出入を画する市場を含む概念であるのに対し、域内市場はその内部の側面である。

（注３） Commission Regulation（EU）No 651/2014 of 17 June 2014 declaring certain categories of aid compatible with the internal market in application of Articles 107 and 108 of the Treaty（[2014] OJ L 187/1）.

2　農業分野へのEU競争法の適用

（1）　概要

EU競争法は当然ながら農業分野にも適用されるが、TFEUは農業分野に対する競

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

争法のルールの適用に関し特別な定めをおいている。すなわち、TFEU第42条は、EU競争法がどの程度・範囲で農業分野に適用されるかにつき、CAPの目的を考慮して定める権限を立法者（理事会）に与えている。このCAPの目的とは、①農業生産の生産性の向上、②農業コミュニティの公正な生活水準の確保、③市場の安定化、④供給の安定性の確保、および⑤消費者への適正な価格での供給の確保である（TFEU39条）。

TFEU第42条の文理解釈からもそうであるように、欧州司法裁判所（ECJ）はCAPの目的が競争法の目的に優先するという原則を確認してきている（Case C-139/79, Case C-280/93, Case C-137/00, Case C-671/15）。

理事会は、農業分野に関しては、理事会規則No 1184/2006[注4]と農産物市場の基本法であるCMO規則[注5]を設け、多くの適用免除（derogations）を認めつつ、EU競争法を適用するとしている。両規則は、その内容が実質的に重なり、CMO規則がより詳細な定めをおくものとなっている。

このCMO規則による競争法の免除の定めは、以下で説明するように適用免除となる農業生産者の行為と要件を規定したものである。

（注４） Council Regulation (EC) No 1184/2006 of 24 July 2006 applying certain rules of competition to the production of, and trade in, agricultural products（[2006] OJ L 214/8).

（注５） CMO規則は、07年に品目ごとに複雑に分かれていた21の規則が単一のCMO規則として一元化されたが、その後13年にはサプライ・チェーンにおける農業生産者の地位・交渉力の向上とそのための生産者組織の役割の強化を狙い、07年のCMO規則を置き換える形で新たなCMO規則が制定された（REGULATION (EU) No 1308/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 December 2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products and repealing Council Regulations (EEC) No 922/72, (EEC) No 234/79, (EC) No 1037/2001 and (EC) No 1234/2007〔[2013] OJ L 347/671〕)。その後、17年にはその延長線上で、いわゆるオムニバス規則（REGULATION (EU) 2017/2393 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 December 2017 amending Regulations (EU) No 1305/2013 on support for rural development by the European Agricultural Fund for Rural Development (EAFRD), (EU) No 1306/2013 on the financing, management and monitoring of the common agricultural policy, (EU) No 1307/2013 establishing rules for direct payments to farmers under support schemes within the framework of the common agricultural policy, (EU) No 1308/2013 establishing a common organisation of the markets in agricultural products and (EU) No 652/2014 laying down provisions for the management of expenditure relating to the food chain, animal health and animal welfare, and relating to plant health and plant reproductive material〔[2017] L 350/15〕）によりCMO規則が改正された。

(2)　適用の免除と除外

CMO規則は、TFEU第101条から106条の規定は同規則に別段の定めがある場合を除き農産物の生産および通商（取引）に関連する協定、決定、行為のすべてに適用する旨定める（同規則206条１項）とともに、多くの別段の定めをおく。

このほか、農業分野だけを対象としたものではないものの、TFEU第101条第３項[注6]の規定に基づくいわゆる一括適用免除規則による適用免除制度があり、また同項を根拠に個別の事情に応じて適用が除外となる場合がある。したがってこの第３項の規定

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

は、ある行為がTFEU第１条に違反するかどうかに関し争いが生じたときの防御としても使えるが、重要なのは前者の一括適用免除規則であり、農業協同組合にもっとも関連するものは、そのうちのいわゆる専門化協定にかかる一括適用免除規則(注7)である。

この免除規則は、農業分野に限るものではないが、農業生産者の共同による農産物の生産の計画、共同出荷、それらの共同加工や加工製品の販売に関する協定を可能にしている。協定に参加する当事者の関連市場におけるシェアの合計が20％を超えないという前提条件があるが、加工食品の関連市場は通常EUの国内市場であるため、市場支配的な地位にある協同組合を除き、農業協同組合の多くはCMO規則の定めによらずともその共同・協調行為に関しては競争法の適用が除外されることとなろう。

この一括適用免除規則とは別に、CMO規則による別途の適用免除制度があるので、以下でその具体的な内容をみてみよう。

（注６） TFEU第101条 第３項は、①協調行為（concerted practice）によってもたらされる恩恵に消費者が公正にあずかれる、②当該競争制限の手段が当該協調行為の目的達成のために必要不可欠である〔Proportional Principleの適用〕、③協調行為に参加する事業者に対し当該産品の主要な部分についての競争を排除する可能性がないという条件で、当該協調行為にかかる取り決めが商品の生産または流通の改善または技術もしくは経済的進歩に貢献する場合には、同条第１項に抵触しないと宣言することができる旨、定める。

（注７） COMMISSION REGULATION（EU）No 1218/2010 of 14 December 2010 on the application of Article 101（3）of the Treaty on the Functioning of the European Union to certain categories of specialisation agreements（[2010] OJ L335/43）.

3　CMO規則に定める競争法の適用免除の内容

（1）　通則的な適用免除
――農業生産者および農業生産者の団体等の協定等（CMO規則209条関係）――

価格を固定する義務を課さず、また競争を排除せず、かつ、CAPの目的を損なうものでないかぎり、農業者の共同・協調行為は許容される（CMO規則209条１項）。適用除外の範囲に関しては、同規則第209条１項第２号は「TFEU第101条第１項は、TFEU第39条の目的を損なわないかぎり、農業者、農業者の団体またはそれらの団体ならびに本規則第152条または第161条の規定に基づき認定された農業生産者組織（POs）ならびに本規則第156条の規定に基づき認定された農業生産者組織の団体（APOs）の農産物の生産ないし販売、また農産物の貯蔵、処理ないし加工のための共同施設の利用に関する協定、決定および協調行為には、適用しない」旨、定める。

農業者の団体（farmers’associations）には協同組合が含まれるが、競争法の適用除外がここに明示された行為にかぎられるのかどうかについては、明らかではないものの、エンダイブ事件についてのECJの先行判決（Case C-671/15,ECLI:EU:C:2017:860）に従うかぎり、当該目的を達成するに必要な行為も含まれると解すべきことになろう。

なお、当該協定、決定および協調行為が

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

CAPの目的と整合的であるか、したがって競争法の適用が除外される行為であるか否かについては、EU委員会に意見を求めることができる（CMO規則209条２項２号）。これは、17年のオムニバス規則により追加された内容であるが、13年の改正で、委員会による事前承認に関する規定をなくした結果、法的判定性を欠くことになったことを踏まえて措置されたものである。

(2) 認定生産者組織（POs）/生産者組織の団体（APOs）の行為の適用免除

a 加盟国による認定生産者組織（POs）/生産者組織の団体（APOs）の認定

EUは、POsの食料サプライ・チェーンにおける重要性を認識し、CMO規則は、POsが所在する加盟国に同規則に定めるPOの認定[注8]を求めることができるとし、認定されたPOsの一定の行為、例えばその会員のために行う農産物の販売条件に関する団体交渉、生産の計画化その他の農産物の出荷計画等に関してEU競争法の適用を免除する規定をおいている。

POsは、特定の法形式は要請されておらず、農業協同組合[注9]も当然ここにいうPOsに含まれるが、認定を受けるためには一定の要件を満たすことが必要である（CMO規則152条）。

それはCAPの目的を達成するために必要であるからにほかならない。具体的には、生産者のイニシアティブによって設立され、特定の分野の当該品目ごとにその生産者により設立、民主的に管理される組織で、少なくとも①共同加工、②販売のための共同プラットフォームや共同輸送を含む共同出荷、③共同梱包・ラベリングまたは販売促進、④品質の共同による管理、⑤機械装置または貯蔵施設の共同利用、⑥生産に直接関連した廃棄物の共同管理、⑦生産資材の共同調達、⑧その他注に掲げる目的[注10]のうち少なくとも一つ以上を共同で追求するためのサービスの提供活動を行うものであること、とされる。

このほか、これ以外に必要な要件として、最低メンバー数やPOがカバーする生産物の数量ないしは価額等があるが、これらは加盟国の定めるところに委ねられている（CMO規則154条１項）。

ところで、APOsは、CMO規則第152条の規定の適用に関しては、POsと同じものとして取り扱われる（同条の１ｂ項）ので、以下特段の断りがないかぎり、POsに関する説明はAPOsを含むものとして理解されたい。

POの定款は、①メンバーに対し、生産報告、生産、販売および環境保護に関連して生産者組織が採用したルールの適用とルールの決定、採択、修正の手続きが定められていること、②メンバーが加盟国の２つ以上の異なる地域で農業生産を行っている場合であって加盟国が許容するときを除き、生産物ごとに一つのPOのメンバーでなければならないこと、③統計目的で当該POから求められる情報を提供することができるようになっていること、その他④ⓐ①か

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ら③の決定、ⓑPOに必要とされる出資の義務、ⓒメンバーが民主的に組織や意思決定を検査できること、ⓓ定款に定める義務、とりわけ出資義務や定款で定められたルールに違反した場合のペナルティ、ⓔ新規会員の加入、および少なくとも１年以上は組合員でなければならないといった期間に関するルール、ⓕ組織の運営にかかる会計・予算に関するルールを定めたものでなければならないこと、とされる（CMO規則153条１・２項）。

なお、POとして認定する制度を設けるか否かは原則として加盟国の任意であるが、認定の承認申請があれば加盟国はその義務として認定の可否を決定しなければならない分野がある。すなわち、野菜・果実、オリーブ・オイル（テーブル・オリーブを含む）、蚕、ホップおよび生乳・乳製品分野のPOsがそれであり、認定するか否かは加盟国の任意ではなく義務とされている（CMO規則159条、161条）。

さらに歴史的な経緯もあり、野菜・果実部門と生乳・乳製品部門のPOsに関しては、他の分野のPOsとは要件が少し異なっている。

すなわち、野菜・果実部門のそれは、①需要に応じた生産（数量・品質）の計画を確実なものにする、②メンバーによる直接販売を含め出荷の集中および市場出荷、③環境・動物福祉に関連した投資にかかる生産コストと利益の最適化および価格の安定化という目的のうちのどれか一つ以上の目的を追求するものでなければならず、定款によりそのメンバーの生産物の全量につき当該POを通じて販売することを求めるものであることが要件とされている（CMO規則160条１・２号）。

また、生乳・乳製品部門のPOに関しても①需要に応じた生産（数量・品質）の計画を確実なものにする、②メンバーによる直接販売を含め出荷の集中および市場出荷、および③生産コストの最適化と価格の安定化（野菜・果実部門とは規定ぶりが若干異なる）という目的のうちの一つ以上を追求するものでなければならないが、他の分野のPOsの場合とは異なり、共同加工、共同販売等のいわゆる共同経済事業を行うことはPOsとしての必須の要件ではない（CMO規則161条１項）。なお、POの定款の記載要件（前述のCMO規則153条１・２項）は、生乳・乳製品分野のPOには適用にならないが（同条３項）、認定要件としてではないものの同様な規制が存在する。

（注８） 複数の国にメンバーがまたがるPOsの場合には、その本部がある国または当該販売農産物等の生産の大部分を占める加盟国が認定。

（注９） 協同組合の概念も加盟国によって異なるという事情があり、POsの概念は様々な農業者の組織の法形式をカバーできるようにするために採用されたものである（Chauve et al.（2014）p.305）。協同組合は加盟国の法律で定義されるが、POsの一種である。

（注10） ①需要に応じた生産（数量・品質）の計画を確実なものにする、②メンバーによる直接販売を含め出荷の集中および市場出荷、③環境・動物福祉に関連した投資にかかる生産コストと利益の最適化および価格の安定化、④持続可能な生産方法、革新的な生産、経済競争力および市場開発に関する研究・開発、⑤環境を考慮した耕作方法、技術および動物福祉を考慮した飼育方法、技術の普及ならびに技術的補助の提供、⑥生産基準書の使用、原産地呼称保護または国家品質保証ラベルを伴う原産地保護の生産物の

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

品質の改良、生産物の開発の促進・技術的支援の提供、⑦副産物、とりわけ水、土壌、景観の保護のための廃棄物の取扱いおよび生物多様性の維持または促進の管理など、CMO規則第152条第１項のパラグラフ（c）に列記された目的（全部で11項目）。

b　認定POsの競争法適用の免除

(a)　すべての農業分野の認定POs

加盟国によって認定されたPOsは、TFEU第101条の競争制限行為の禁止規定にかかわらず、生産計画、生産コストの最適化、市場出荷、そしてそのメンバーのためにそのすべての生産物（全量または一部）に関し販売（供給）の契約条件を交渉することができる（CMO規則152条第１ａ項１号）。この競争法の適用除外の明文化は、17年のオムニバス規則によるものである。

なお、契約の交渉が可能であるためには、①上記（注10）の①から⑦までに掲げる活動の一つ以上が現に行われ、TFEU第39条で掲げるCAPの目的達成に貢献するものであること、②メンバーの生産物の所有権がPOに移転するものであるか否かにかかわらず、当該POによって集中出荷され市場に供給されること、③価格交渉はメンバーの一部またはすべての生産物の総量について価格が同じであるか否かを問わない（したがって、当然ながら品質によって価格は異なり得る）こと、④生産者は当該農産物に関して他のPOのメンバーではないこと（生産者が地理的に異なる生産地で同じ農産物を生産していて複数のPOへの加入を加盟国が認めている場合を除き、また当該農産物は、そのPOのメンバーではない農業協同組合のメンバーであることに起因し定款その他の規則により当該農業協同組合に出荷義務を負ったものを考慮しない）、という前提条件が満たされていることが求められる（CMO規則152条１ａ項２・３号）。

以上が、すべての農業分野に共通するルールであり、オムニバス規則によって、認定POの要件と認定POによる農産物の供給に関する契約の交渉についての特別の定め（改正前は関連市場におけるマーケット・シェアの上限規制があった）をおいていたオリーブ・オイル部門（CMO規則169条）、同じく牛肉・子牛部門（同170条）および一定の穀物（同171条）に関する条項は削られ、すべての農業部門に共通する規定である上述のCMO規則第152条の規定に統合された。

(b)　特定の農業分野の認定POs

認定POsによる原産地呼称保護（Protected designation of origin）または地理的表示保護（Protected geographical indication）を伴うチーズやハムの供給（supply）に関する特別の規制（CMO規則150条、172条）が存在しているほか、生乳・乳製品分野に関しては特別のルールが適用される（同148条、149条、161条）。ここでは、生乳・乳製品分野の契約の交渉に関するルール（同149条）に限定して説明しておこう。

生乳・乳製品分野の認定POは、その農業者であるメンバーのために、その生産物の全部または一部につき、農家の加工業者または集荷業者（生乳の第１次の購入者）に対する生乳の出荷にかかる契約に関し交渉を

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

することができる（CMO規則149条１項）。このPOによる交渉は、当該生乳の当該POへの所有権の移転の有無を問わず、また価格交渉は生産物の総量について価格が同じであるか否かを問わず、次のすべての条件を満たす場合に可能とされている（同条２項）。また、他の分野のPOsとは異なり、PO自体は市場への出荷義務を負うものであることを要しないが、産品の特性と出荷契約で供給量等は定まるので不都合はないということであろう。

①当該交渉にかかる生乳の総量がEUの総生産量の3.5％以下で、各加盟国の国内生産量の33％を超えるものでなく、かつ、各加盟国の国内出荷量の33％を超えないこと

②メンバーである農業者は、当該生乳の交渉に関し他のPOのメンバーではないこと（ただし、農業者の生産拠点が地理的に別の他の地域に存在する場合で加盟国が認めるときを除く）

③当該生乳は、農業協同組合のメンバーであることに起因し定款その他の規則により当該農業協同組合への出荷義務を負ったものではないこと

④POが加盟国の当局に交渉の対象数量を通知すること

ただし、前述の国内生産量または出荷量の33％を超えないという要件にかかわらず、一つの国において生産または出荷される生乳にかかる交渉対象の数量が50万トン未満で、かつ、当該国の総生産量の45％を超えないかぎりは、団体交渉が許される（同条３項）。

(3) インターブランチ・オーガニゼーションの機能と要件

加盟国は、関係当事者の申請により、農業の各分野においてインターブランチ・オーガニゼーション（interbranch organisations、以下「IBOs」または「IBO」という）を認定することができることとされている（CMO規則157条１項、158条）。

IBOsは、該当する農業分野のサプライ・チェーン内の事業者間の相互理解の促進と当該分野の発展の利益を分かち合うための組織であり、特定の農産物の垂直的統合組織として、サプライ・チェーンを構成する農業生産者の代表と農産物のサプライ・チェーンの少なくとも一つの他の部門の代表者（食品の加工や流通業を営むものなど）とで構成されるものでなければならない（同157条１項の（a））。

このIBOsは、POsとは異なり、それ自身、生産、加工、商取引に関与することはなく、組織のメンバーと消費者の利益を追求するため、生産コスト、必要に応じ価格指標等の集合的データの公表その他需要に応じた生産の調整等に関する調査分析など、市場の対話のプラットフォームとしての機能や市場のベストプラクティス・市場の透明性の促進を図ることが期待された組織である（同157条１項の（c）、生乳・乳製品分野に関するIBOsに関しては、同条３項に特別な定めがある）。

加盟国によるIBOの認定に関しては、ほとんどの分野においてオプション（CMO規則上、認定義務を負わない）であるが、オリ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ーブ・オイル（テーブル・オリーブを含む）およびタバコ分野では必須となっている（同159条）。

なお、認定IBOは、EU諸国に、原産地呼称保護（PDO）または地理的表示保護（PGI）によって保護されたチーズとハムに関する特定の供給管理規則（CMO規則150条、172条）の制定を求めることができ、また加盟国はワインに関し共通市場の運営を改善および安定させるためのマーケティング規則を定めることができることとされている（同167条）。

これらIBOsの当該認定にかかるIBOsの目的を遂行するための協定・決定・協調行為に関しては、原則として、TFEU第101条第１項の適用を免れる（CMO規則210条）。ただし、当該協定等についてはEU委員会に通知することが必要で、委員会によって当該協定等が市場分割や価格協定・数量割当を含むものである場合または市場競争を阻害するものであることが認められる場合等にあっては競争法の適用が免れない（同条２・４項）。

(4)　バリュー・シェアリング

バリュー・シェアリング（Value-sharing）に関する条項は、17年に砂糖に関するクォータ制度と最低価格保証制度が廃止されたことを踏まえて創設された制度(注11)であるが、前述のオムニバス規則により砂糖分野以外の分野にも拡大されたものである（CMO規則172ａ条）。

これは当該農産物（農産物加工品を含む）の市場価格の推移と結果によってフード・チェーンで獲得された利益分と損失分を農業者（農業者の団体を含む）と農産物の第１次購入者との間で割り振る協定である（砂糖部門のCMO規則のANEX Xの POINTⅤの５項は存置）。

いわば、加工販売部門をもつ（子会社を含む）農業協同組合での事業分量配当等を含む精算の仕組みに類似した制度ともいえるものである。18年のEU委員会の報告書（European Commission（2018c））によると調査対象事業者42のうち30事業者は、バリュー・シェアリングを利用し、ほかに協同組合として組織されている５の事業者はプロフィット・シェアリングしており、双方により砂糖ダイコンの割当数量の96％はバリュー・シェアリングの仕組みを活用しているとしている。

（注11） Commission Delegated Regulation（EU）2016/1166（[2016] OJ L 193/17）.

(5)　POs等のルールの拡張

認定PO、認定APOまたは認定IBOが特定の経済地域（生産および販売条件が同質な隣接地区）または加盟国の地域において当該生産、取引または生産物の加工に関して活動し当該生産の代表であるとみなされる（当該生産、取引または加工の割合、野菜・果実部門のPOにあっては、それらの割合が最低60％、その他の部門にあっては最低３分の２で、かつ、当該生産者の過半がPOのメンバーであること）場合において、加盟国は当該PO等から請求があったとき、その協定・決定または協調行為のいくつかにつき、か

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ぎられた期間、当該PO等のメンバーでない個人やグループを拘束することができるようにすることが許されている（CMO規則164条）。ただし、IBOの場合にあっては、当該生産物の生産量、取引量、または加工量の割合を３分の２以上とする要件が現実的に困難であるときには、加盟国は国内規則で要件を緩和することができることとされている（同条３項のただし書）。

なお、メンバー以外にも拡張できるルールは、生産・販売に関するレポート、EUや国内ルールよりも厳格な生産基準、EUのルールに適合する契約約款の基準、マーケティング、環境保護、原産地・地理的表示保護等を含め有機農業を保全するための措置など所定の目的のうちいずれかを追求するものでなければならないこととされている（同条４項）。

また、当該ルールの拡張によって便益を受けるメンバー以外の者からも、当該便益を受ける活動のための必要なコストの範囲で資金の拠出を求めることができる（CMO規則165条）。

(6)　危機的市場のもとでの適用免除

農産物市場の需給バランスが著しく不均衡な状況のもとでは、農業の分野を問わず、一定の期間にかぎり、EU委員会は、農業者、農業者の団体（協同組合を含む）もしくは当該団体の団体、または認定POs、認定POsの団体、認定IBOsの協定や決定につき、域内市場の機能を損なわず、当該農業分野の安定を確保するという目的に限定し、かつ、①生産物の市場からの引揚げ・出荷調整、②加工、③貯蔵、④販売促進、⑤病虫害対策に必要な投入資材の共同調達、⑥当該農産物の生産のサイクルなどの特質を考慮した生産の計画化といった所定の活動に関し、TFEU第101条第１項の競争制限行為の禁止規定の適用を免れる施行規則を定めることができるとされている（CMO規則222条）。

この競争制限行為の禁止規定の適用を免れる期間は、６か月を超えない範囲で有効であるが、さらに延長する余地も残されている（同第３項）。

なお、この措置の発動は、当該生産物に関し公的な市場介入措置や補助金等の交付が行われる場合にかぎって認められていたものであるが（改正前の同条２項）、17年のオムニバス規則によって、この前提要件はなくなっている。

(7)　不公正な取引方法の禁止

これは、農業分野への競争法の適用免除とは異質なものであるが、サプライ・チェーンにおける弱い立場にある農業者等を保護する目的においては同じ意義をもっているので、説明しておこう。

加盟国の中には独自の不公正な取引方法に関する規制が存在するが、19年の春に、EU競争法の分野に初めて農業および食品サプライ・チェーンにおける事業者間の不公正な取引慣行に関する規制が導入されることとなった[注12]。この指令は、19年４月30日に発効（同指令15条）し、加盟国は21年５月１日までに国内法化の義務を負うことと

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

なる（遅くとも21年11月１日までに適用）（同14条）。

これは、取引上の力が弱い農業者等を保護するための措置であり、年間売上高が一定規模を超す買い手の事業者のそれ以下の年間売上高の売り手の事業者との取引関係において不公正な取引方法を禁ずる。具体的には、①生鮮農産・食料品に対する30日以上の支払い遅延、②他の農産・食料品に対する60日以上の支払い遅延、③生鮮農産・食料品の売買契約に関しての直前（30日未満の期間）の解約、④買い手による一方的な契約の変更、⑤売り手の販売とは無関係な事項についての支払いを求めること、⑥腐敗・品質劣化のリスクの売り手への転嫁、⑦売り手からの要求があるにもかかわらず、買い手による供給契約の書面による締結の拒否、⑧買い手による売り手の営業秘密の不正利用等、⑨売り手の正当な権利の行使があった場合における取引上の報復行為等、⑩売り手に過失がないのに買い手の顧客からの苦情処理にかかるコストの売り手への転嫁といった行為をブラック取引として禁止している（同指令３条１項）。ただし、①対価を支払わず売れ残った商品を売り手に返却等する、②商品のストック、陳列等に関する費用の売り手への請求、③商品のディスカウントや販売促進のための経費を売り手に求める、④販売に要する経費を売り手に求める、⑤宣伝広告費用を売り手に求める、⑥商品を売るための店舗陳列等のスタッフ経費を売り手に求める、といった行為は、あらかじめ明確な合意がないかぎり禁止される行為（グレー取引）として規制している。

（注12） Directive (EU) 2019/633 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on unfair trading practices in business-to-business relationships in the agricultural and food supply chain（[2019] OJ L 111/59）. これは、市場支配的地位にある者がその地位を濫用して競争の機能を阻害し、消費者等に不利益を与える行為を禁止するTFEU第102条の市場支配的地位の濫用規制とは性格が異なり、優越的地位の濫用を規制するわが国における下請代金支払遅延等防止法、いわゆる下請法に近い性格のものといえる。

4　契約関係と団体交渉

農産物の出荷・販売契約の書面による契約化それ自体は、直接的に競争法に関係するわけではないが、農業生産者にとっては生産にかかる各種のリスクの低減に貢献し、加工業者等にとってもコストの低減・最適化に貢献することで、農業者と加工業者等の双方にとって適切な契約関係が結ばれれば、サプライ・チェーン全体の効率性を高めるものとなりうる。

CMO規則は、12年のミルク・パッケージで、加盟国が農業者による生乳の出荷前に農業者と加工業者間で価格、数量、期間支払い・集荷その他不可抗力の場合の取扱いを定めた書面による契約を義務付け、また生乳の買い手に最低期間の契約を提示する義務を課すことができる制度を導入した[注13]（なお、定款等による同種の契約関係の存在が認められる協同組合と組合員との関係については例外的規定がある＝CMO規則168条５項等）。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

13年のCAP改革では、この制度を維持するとともに生乳・乳製品に導入した仕組みをそれ以外の分野にも拡大し、加盟国が、書面による契約の締結を義務付けることを可能にした（CMO規則168条）。

これは契約法の分野であり、当事者間の契約関係を規制するのは一般的にはEU法の範疇（はんちゅう）ではなく、また加盟国によって農産物や市場の特質も異なるために契約に関するルールや慣習も異なるので、CMO規則では、加盟国に契約の義務化を導入する権限を付与するものとなっている。したがって、加盟国によってまちまちであるが、17年のオムニバス規則は、この契約化をさらに推し進めるため、加盟国が契約を義務付ける制度を採用していない場合にあっては、農業者、POまたはAPOが一定の契約条項を含む書面による契約の締結を加工業者や流通業者に請求する権利を与えた（CMO規則168条１ａ項）。

この書面による契約化は、契約の団体交渉と相まって農業生産者の利益を確保しようとするもので、IBOsにはその果たすべき機能の一つとして、公正な競争条件の実現と同時に競争を阻害しないよう考慮しつつ標準的な契約約款を作成・提示することが期待されている（CMO規則157条１項の（ｖ））。

（注13） ミルク・パッケージ前にも砂糖ダイコンやホップの分野においては標準的な契約基準に基づく契約の義務化の制度がCMO規則に導入されていた。

おわりに

EUにおいては、市場志向的政策のもと、食料サプライ・チェーンにおける農業者の地位を強めることが農業政策の大きなテーマの一つとなっており、その一環として、農業生産者の組織化によるサプライ・チェーンにおける生産者の地位と交渉力の強化のための施策として競争法の適用免除の枠組みの整備・拡充も進められてきている。

CMO規則による競争法の適用免除の規定は、きわめて技術的で適用免除の範囲については狭く解釈される傾向にあったが、エンダイブ事件のECJの判決は、ルール・ベースの解釈から認定POs・APOsの目的に照らした協調行為等の必要性との均衡性に基づくプリンシプル・ベースによる解釈のみちをひらくものといえるものとなった。

ただし、CAPと競争法の最終的な目的は共通するもののCMO規則による競争法の免除は競争法のルールに対する例外措置であることによる両者間の対立の関係は今後も続くと思われるが、EUでは条約上も判例上もCAPの目的が競争法の目的に優先するという原則が確立している点と、競争当局を含め農業・農産物の特性を踏まえながら食料サプライ・チェーンの基本的な課題に対処していこうとしている点は、わが国との大きな違いであろう。

＜参考文献＞

・笠原宏（2016）『EU競争法』信山社
・日本貿易振興機構（ジェトロ）貿易制度課（2017）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

「EUのルール形成に関する調査報告書」（2019年12月20日最終アクセス）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2017/cd421881928e3e57/report1703-4.pdf
・根岸哲（2012）「EU競争法と市場統合の総合的検討」『日本EU学会年報』第32号（2019年12月20日最終アクセス）
https://www.jstage.jst.go.jp/article/eusj/2012/32/2012_18/_pdf/-char/ja
・Agricultural Markets Task Force（2016）, *ENHANCING THE POSITION OF FARMERS IN THE SUPPLY CHAIN*.（2019年12月20日最終アクセス）
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/amtf-report-improving-markets-outcomes_en.pdf
・Chauve,P., A. Parera, and A. Renckens（2014）, "Agriculture, Food and Competition Law: Moving the Borders," *Journal of European Competition Law & Practice*, Vol. 5, No. 5, pp.304-313.（2019年12月20日最終アクセス）
https://academic.oup.com/jeclap/article-pdf/5/5/304/5050712/lpu020.pdf
・DG COMP（2016）, *An overview of European competition rules applying in the agricultural sector*.（2019年12月20日最終アクセス）
https://ec.europa.eu/competition/sectors/agriculture/overview_european_competition_rules_agricultural_sector.pdf
・European Commission（2016）, *Study on agricultural interbranch organisations（IBOs）in the EU*.（2019年12月20日最終アクセス）
https://ec.europa.eu/agriculture/sites/agriculture/files/external-studies/2016-interbranch-organisations/fullrep.pdf
・European Commission（2018a）, *Study on Producer Organisations and their activities in the olive oil, beef and veal and arable crops sectors*.（2019年12月20日最終アクセス）
https://ec.europa.eu/competition/publications/reports/kd0218732enn.pdf
・European Commission（2018b）, *The contribution of producer organisations to an efficient agri-food supply chain*, Conference DG Agriculture and Rural Development 21 September 2018.（2019年12月20日最終アクセス）
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/news/documents/conference-pos-brochure-sept2018_en.pdf
・European Commission（2018c）, *The application of the Union competition rules to the agricultural sector*, COM（2018）706 final, 26.10.2018.（2019年12月20日最終アクセス）
https://ec.europa.eu/agriculture/sites/agriculture/files/producer-interbranch-organisations/exemptions/report-comp-rules-agri-sector_com2018-706-final_en.pdf
・European Commission（2018d）, *COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT（Accompanying the document）, Report from the Commission to the European Parliament and the Council : The application of the Union competition rules to the agricultural sector*, SWD（2018）450 final, 26.10.2018.（2019年12月20日最終アクセス）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018SC0450&from=EN
・European Commission（2019a）, *Study of the best ways for producer organisations to be formed, carry out their activities and be supported:Final report*, May 2019.（2019年12月20日最終アクセス）
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/key_policies/documents/report-producer-organisations-study_en.pdf
・European Commission（2019b）, *The Directive on unfair trading practices in the agricultural and food supply chain*.（2019年12月20日最終アクセス）
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/key_policies/documents/brochure-utp-directive_en.pdf
・Monti,M.（2003）, "European Commissioner for Competiton policy, The relationship between CAP and competition policy-Does EU competition law apply to agriculture ?," COGECA Conference, Helsinki Fair Trade, 13 November 2003.（2019年12月20日最終アクセス）
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/SPEECH_03_537

（あけだ　つくる）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/